

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 市長公室
秘書広報課、自治連携課、新湯治・ウェルネス推進室
防災局
防災危機管理課

令和8年2月25日

別府市監査委員 姫野 綾

同 市原 隆生

同 藤野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

市長公室各課等（秘書広報課、自治連携課、新湯治・ウェルネス推進室）及び防災局（防災危機管理課）の原則として令和7年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、市長公室長、防災局長及び幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 市長公室・防災局の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目		
共通項目	現金取扱事務	現金の出納及び保管について
	支出事務	旅費及び費用弁償について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について

個別項目	自治連携課	認可地縁団体について
		ひとまもり・まちまもり事業支援補助金について
	防災危機管理課	公有財産の管理について
		非常用備蓄品について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、市長公室・防災局各課等担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課等事務室等

(2) 実施日程 令和7年12月19日から令和8年2月25日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部に是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 共通項目

現金の出納及び保管について（防災危機管理課）

災害応急復旧に要する経費の食糧費として前渡を受けた資金について、別府市会計事務規則第52条の規定による前渡資金出納簿が未作成で、同規則第53条第3項の規定による精算手続が定期的に行われていなかった。また、緊急対応を想定しているにもかかわらず、前渡資金を準備していない期間があった。

別府市会計事務規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

切手・金券類の管理について（防災危機管理課）

別府市文書管理規程第33条第2項に規定する郵便切手・はがき受払簿を作成していなかった。

関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。